

議案第 71 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 23 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例
東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を
次のように改正する。

別表 16 の 2 の項及び 16 の 3 の項を次のように改める。

16 の 2 番号法第 17 条第 1 項の 規定に基づく個人番号カードの交 付（行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に 関する法律施行令（平成 26 年政 令第 155 号。以下この項におい て「令」という。）第 15 条第 2 項（個人番号カードの有効期間が 満了し、若しくは令第 14 条第 3 号に該当した場合に限る。）、第 3 項（令第 14 条第 1 号に該当し た場合を除く。）又は第 4 項の規 定により個人番号カードを返納し た後のものに限る。）	個人番号カー ドの交付手数 料	1 件につき 800 円
16 の 3 情報通信技術の活用によ る行政手続等に係る関係者の利便 性の向上並びに行政運営の簡素化 及び効率化を図るための行政手続	個人番号カー ドの交付手数 料	1 件につき 800 円

等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による改正前の番号法第7条第2項の規定により通知カードを交付した場合（本人の責めによらない場合を除く。）又は番号法第7条第2項の規定により個人番号を通知した場合（本人の責めによらない場合を除く。）であって、番号法第17条第1項の規定による申請をしたときにおける個人番号カードの交付（当該申請をした者に対する最初の交付を除く。）		
---	--	--

別表16の4の項中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に改める。

別表16の5の項を削る。

別表42の8の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による通知カードの廃止に伴い、通知カードの交付手数料等に係る規定を削除等するほか、所要の規定整備をする必要がある。